

静岡市建設工事監督規程

平成 24 年 8 月 28 日

訓令第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）に基づき、請負工事の適切かつ円滑な実施を図るため、監督員（執行規則第 2 条第 1 号に規定する監督員をいう。以下同じ。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(監督員の指名)

第 2 条 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、主管の長がその所属職員のうちから命ずる。

(監督の体制等)

第 3 条 監督員の監督体制及び権限の分担並びに監督員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

(監督に関する書類の作成及び整理)

第 4 条 監督員は、次に掲げる書類（受注者から提出された書類を含む。）を作成し、又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議書、指示書及び承諾書
- (2) 工事の実施状況の記録
- (3) その他監督に関する書類

(監督に関する留意事項)

第 5 条 監督員は、次に掲げる事項に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 契約書及び静岡市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）並びに諸規程に基づき監督を行うこと。
- (2) 受注者その他利害関係者に対して常に良識をもって厳正な態度で臨むこと。
- (3) 極力工事現場に臨み、現場の状況の把握に努め、設計図書を正しく伝え、解明指導し、設計図書で定められた工事が遂行されるように適切な指示及び承諾の徹底を図ること。
- (4) 関係機関及び地元との関係に留意し、工事の施工に支障を来さないように配慮すること。
- (5) 工事の進捗状況の把握に努め、必要に応じて中間検査を依頼すること。
- (6) 完成届出書を進達する場合には、別に定める基準により工事成績を評定し工事成績評定表を提出すること。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。